

浜田市景観ガイドライン

【美又温泉地区編】

浜 田 市

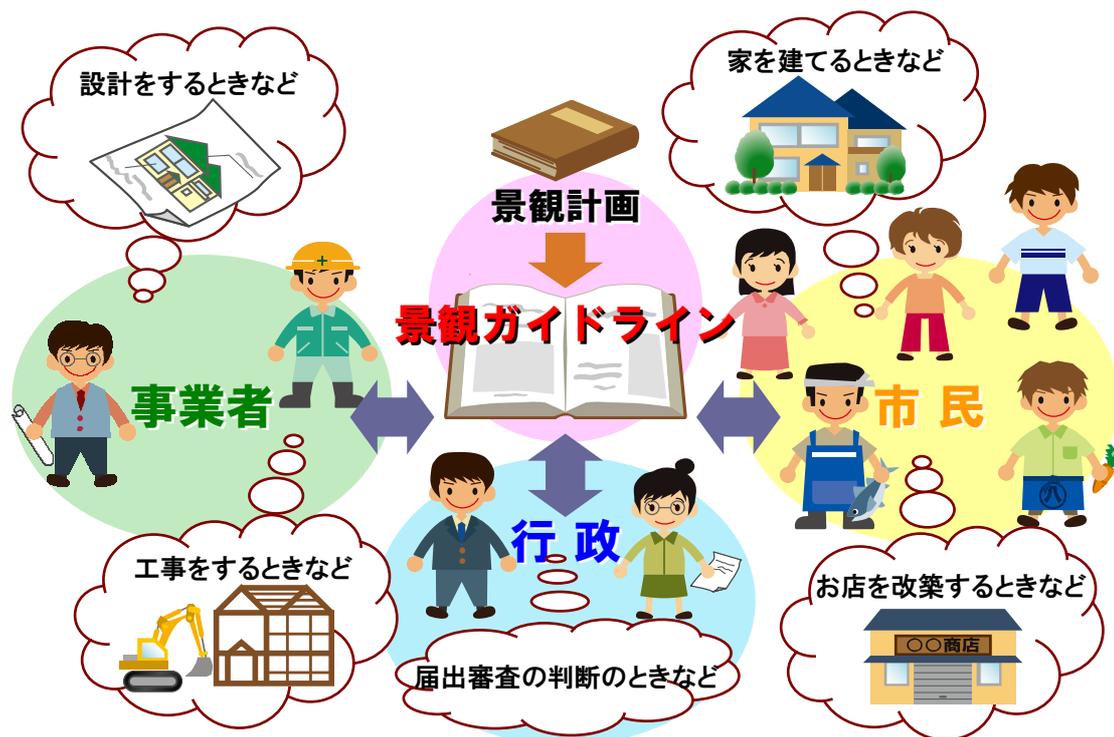
目 次

1. 景観ガイドラインとは.....	1
(1) 景観ガイドラインの目的.....	1
(2) 景観ガイドラインの使い方.....	2
2. 届出が必要な行為と景観形成基準の解説.....	4
(1) 共通事項.....	5
(2) 建築物.....	6
(3) 工作物.....	15
(4) 開発行為及びその他.....	25
(5) 届出の適用除外.....	31
3. 色彩に関する基本的な考え方.....	32
4. 届出に必要な書類一覧.....	36

1. 景観ガイドラインとは

(1) 景観ガイドラインの目的

- 浜田市は、切り立ったリアス式地形と砂丘海岸の織り成す海岸線などの美しい自然と、石見神楽やユネスコの無形文化財遺産に記載された石州半紙などの伝統文化、海水浴場、スキー場、しまね海洋館アクアスなど豊かな自然を活かした観光資源を有しており、高速道路、港湾などの都市基盤や大学、美術館をはじめとする教育文化施設が充実した、人と文化と自然の調和のとれた島根県西部の中核都市です。
- こうした自然、歴史・文化、生活の風景など、先人から引き継いできた本市固有の景観を守り、育て、創造し次の世代に伝えるため、景観法に基づく様々な制度を有効に活用し、市民、事業者、市民団体・NPO法人、行政等が地域と一体となって、景観まちづくりを推進していくことを目的に、平成29年2月に「浜田市景観計画」を策定し、景観まちづくりの基本方針や良好な景観形成に向けた取り組みのルールなどを定めました。
- 本ガイドラインは、「浜田市景観計画」において定める重点地区の美又温泉地区について、届出対象行為と景観形成基準を分かりやすく解説・例示したもので、届出手続きの円滑な運用を図るとともに、良好な景観を形成するためのイメージを描く際の手引書として作成しています。

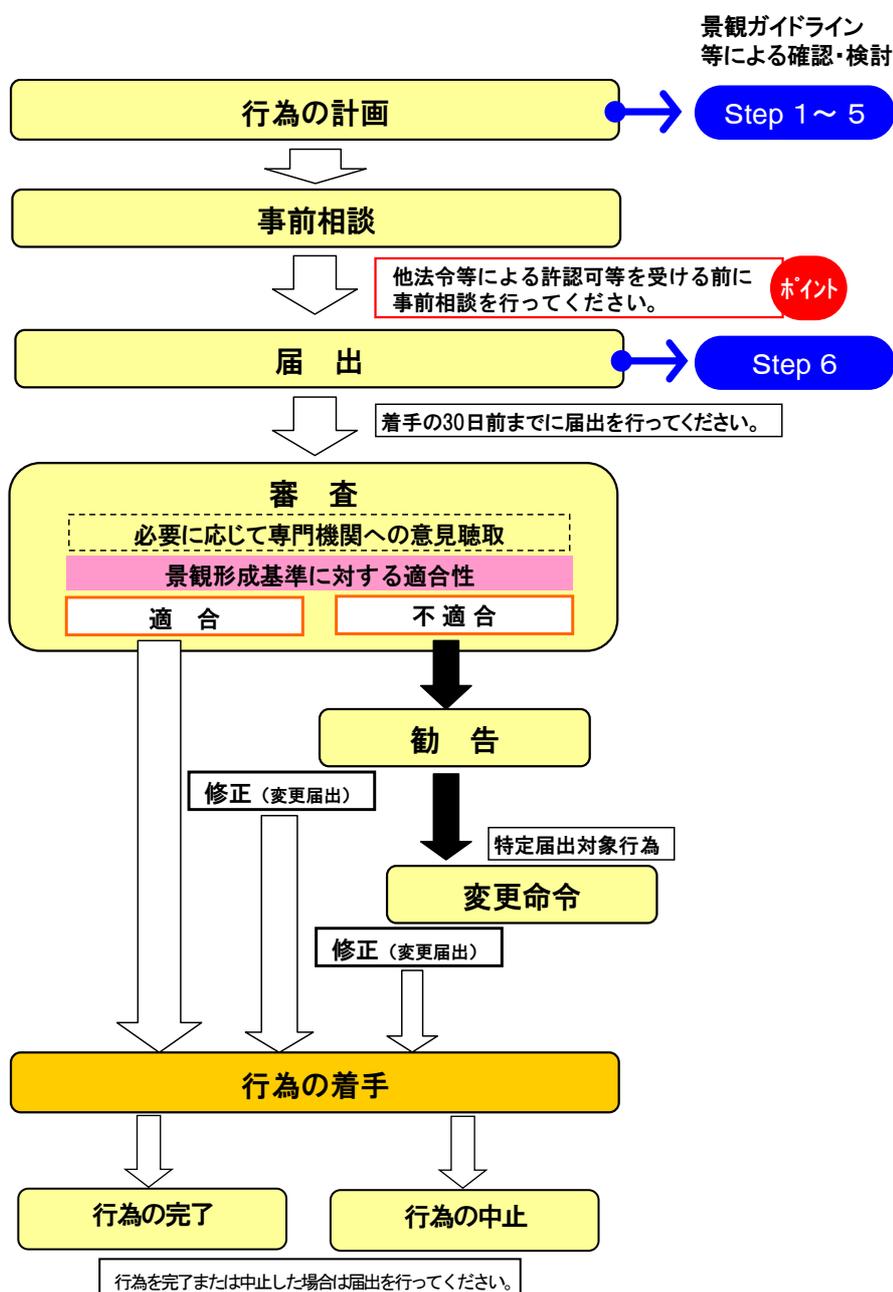


建築物等の届出手続きは・・・

- ・ 浜田市の景観を市民・事業者・行政の協働により守っていくことを目的とし、
- ・ 市民や事業者が、建築物を建てたり、工事を行う場合に、
- ・ 景観計画や景観ガイドラインにて、景観への配慮事項や必要な手続きを確認し、
- ・ 建築物などの規模に応じて、必要な届出資料を担当窓口（浜田市建設企画課）に提出し、これを審査するために行うものです。

(2) 景観ガイドラインの使い方

- 建築物や工作物の建築行為や開発行為を実施する場合は、その行為の種類と規模によって届出や景観への配慮が必要となります。次に示すステップに沿って、計画している行為に対する届出の必要性和、景観形成基準等を確認した上で、必要な手続きを行ってください。
- なお、届出は建築行為等の着手の30日前までに行う必要がありますので注意してください。届出の手続き等を行う上で不明な点等がありましたら、担当窓口（浜田市建設企画課）まで問い合わせ、事前相談を行ってください。
- また、景観形成基準は、届出が必要でない行為についても、市民・事業者・行政による協働の景観まちづくりを推進していくための指針となりますので、計画行為の検討に際して参考として活用ください。



届出のフロー

Step 1 浜田市景観計画を確認する

- 浜田市景観計画（第3章）では、浜田、金城、旭、弥栄、三隅自治区の5つの地域別の景観まちづくりの基本方針を掲げています。
- 届出の必要性の有無に係らず、計画行為の該当地域における景観まちづくりの基本方針を確認ください。
- 浜田市景観計画は、市窓口及び市ホームページなどでご覧いただけます。



Step 2 届出対象行為の区分を確認する

- 本ガイドラインのP4からの「2. 届出が必要な行為と景観形成基準の解説」において、計画している行為が届出対象に該当するかどうかを確認してください。
- 届出が必要な場合は、建築確認申請等を行う前の計画変更が可能な時期に、できる限り事前相談を行ってください。

ポイント

届出の対象

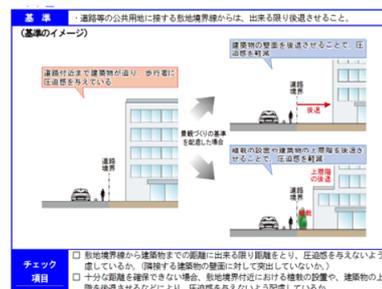
届出の対象外

Step 3 届出の手続き内容を確認する

- 本ガイドラインのP36「4. 届出に必要な書類一覧」により、手続きに必要な事項を確認してください。

Step 4 景観形成基準の内容を確認する

- 本ガイドラインのP4からの「2. 届出が必要な行為と景観形成基準の解説」において、基準の内容をイラストやチェック項目により解説しています。
- 計画行為の該当する景観形成基準を確認し、チェック項目により、基準を満足しているか確認してください。
- 届出が必要でない場合においても、基準の内容を確認してください。



Step 5 周辺の景観との調和について考える

- 景観形成基準やチェック項目を踏まえた上で、周辺の景観との調和について再考し、必要に応じて、計画の見直しを検討してください。

Step 6 届出手続きの実施

- 本ガイドラインのP36の「4. 届出に必要な書類一覧」により、手続きに必要な書類等を作成し、届出を行ってください。

2. 届出が必要な行為と景観形成基準の解説

- 大規模な建築物や工作物、開発などは、浜田市の景観形成に大きな影響を及ぼします。そのため、良好な景観形成に向け、浜田市は美又温泉地区について、以下に定義する大規模行為を届出が必要な行為と定めるとともに、景観形成を図るための景観形成基準を設定し、良好な景観まちづくりに向けた誘導を図ります。

美又温泉地区における届出対象行為の概要

建築物 高さ5m又は建築面積100㎡を超えるもの

工作物 垣（生垣を除く）、さく、塙、擁壁等：高さが1.5mを超えるもの
プラント等：高さが5m又は築造面積100㎡を超えるもの

プラント等は以下を対象とする

- ・煙突、排気塔等 ・鉄筋コンクリート、造りの柱、金属製の柱等
- ・電波塔、記念塔、物見塔等、高架水槽、冷却塔等 ・彫像、記念碑等
- ・観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等
- ・太陽光発電施設等
- ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等
- ・石油・ガス・液化石油、ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- ・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等 ・風力発電施設

橋梁：全て

自動車車庫の用に供する立体的施設：高さが5m又は築造面積100㎡を超えるもの

電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線等：高さ10mを超えるもの
（これらの支持物を含む）

広告板、広告塔、装飾塔等：表示面積10㎡を超えるもの

開発行為 面積が1,000㎡を超えるもの及び法面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの

その他 土地の開墾、鉱物の掘採、土石の採取、その他の土地の形質の変更：面積1,000㎡を超えるもの及び法面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積：高さ1.5m又は面積100㎡を超えるもの

木竹の伐採：樹高10mを超える樹木の伐採

- ここで示す届出対象行為を行う場合は、景観行政団体の長（市長）への届出を必要とします。また、景観形成基準は、届出が必要な行為に対する基準となるとともに、届出が必要でない行為についても景観まちづくりを進めるための基準とします。

景観形成基準は、届出が必要でない行為についても、市民・事業者・行政による協働の景観まちづくりを推進していくための指針となりますので、計画行為の検討に際して参考として活用ください。

(1) 共通事項

ここに示す景観形成基準は、届出が必要な行為に対する基準となるとともに、届出が必要でない行為についても景観まちづくりを進めるための基準とします。

基準

・本地区の趣ある温泉街景観等を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、優れた景観の形成を図ること。

- ・美又温泉は元治元年（1864年）に開湯し、旅館8軒と公共施設（美又温泉国民保養センターと美又温泉会館）によって美又温泉街を形成し、最盛期の平成6年に18万人の観光客で賑わっていましたが、現在は年間7万人まで減少しています。平成23年6月に美又湯気の里づくり委員会が設立され、地域再生を目指した取り組みが始まり、地域まるごと6次産業化による地域循環型経済の形成に向け、おもてなしの向上、景観まちづくりなどに取り組んでいます。
- ・そのため、地域再生の取り組みとの連携に留意するとともに、背景となる温泉街周辺の景観との調和に配慮することが重要となります。



美又温泉地区の区域



美又川沿いの風景



美又温泉街



美又川沿いの桜並木



美又温泉薬師神社

チェック項目

- 周辺の景観に対し、突出した形態や色彩を避けるほか、敷地内縁辺部における植栽の配置などにより、周辺景観との調和に配慮しているか。
- 周辺の家並みや街並みとの連続性や統一感の確保などの調和や、伝統的な赤瓦景観等の保存・創造に配慮しているか。

2. 届出が必要な行為等の解説

(1) 共通事項

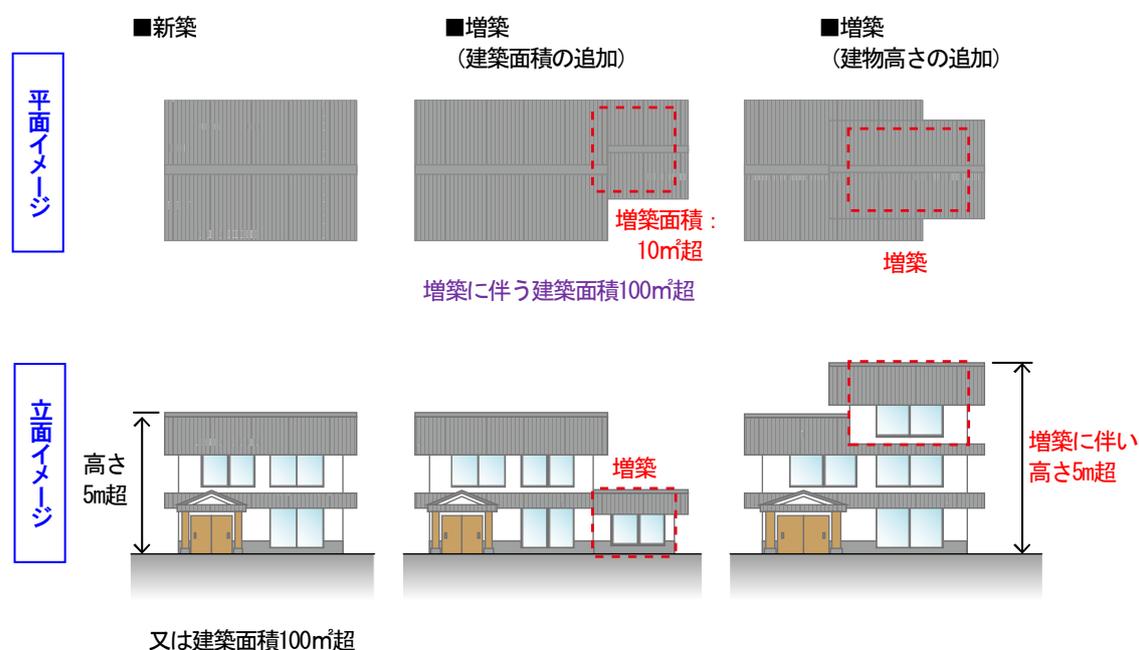
(2) 建築物

【届出対象行為：建築物】

景観形成に大きな影響を与える可能性がある次に示す行為を行う場合は、景観行政団体の長（市長）への届出を必要とします。

行為の種類	届出が必要となる行為の規模等	備考
・ 建築物の新築、増築、改築又は移転 ・ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	・ 高さ5m又は建築面積100㎡を超えるもの（※1、2） ※1：増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの ※2：改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの	景観法第16条第1項第1号

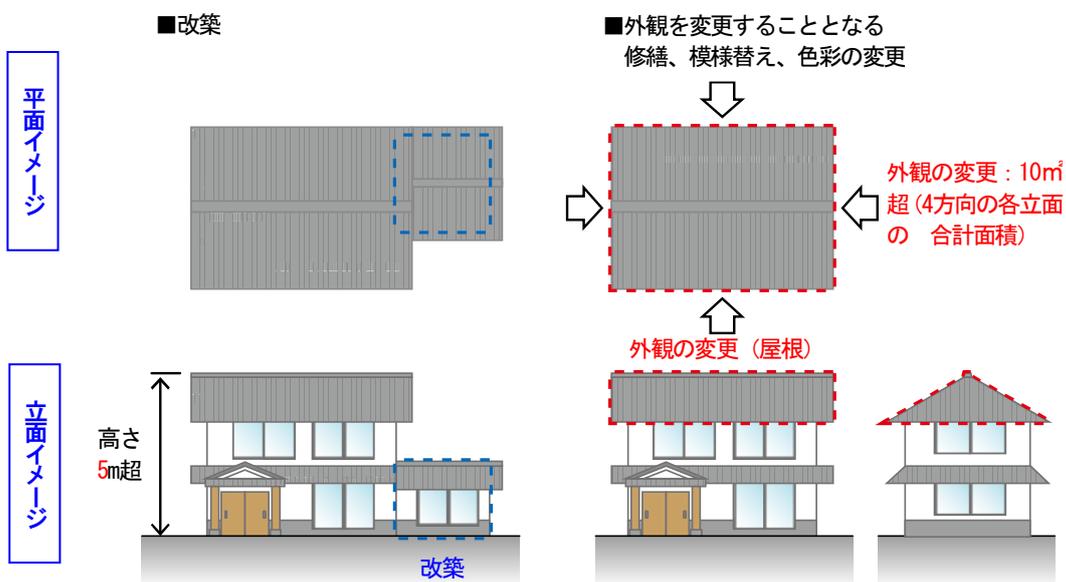
【参考図：届出が必要となる行為の規模等】



(参考)

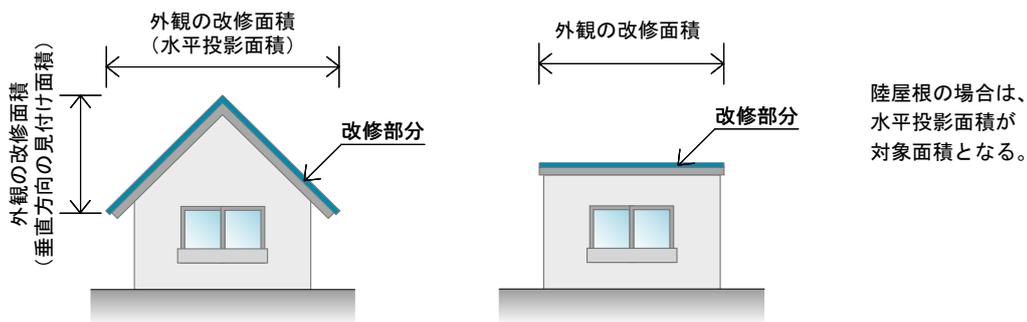
- ・ **新築**とは、建築物が建っていない敷地（更地）に建築物を建てること。
- ・ **増築**とは、建て増しや同一の敷地内での別棟の建設、階層の追加により、現在の床面積を増やすこと。
- ・ **建築物の高さ**は、地盤面から最上部までの高さを対象。エレベーター塔などの突出部分は含むが、アンテナや避雷針、フェンスなどの見通せるものは含まない。地盤面に段差や傾斜による高低差がある場合は平均地盤面の高さを対象。
- ・ **移転**とは、同一の敷地内で建築物をそのままの状態を移動すること。別の敷地に移動する場合、元の敷地では除却、移動先の敷地では新築（増築、改築）となる。実際、届出対象となる規模の建築物の移転は困難。（工作物の移動は可能と考えられる）

【参考図：届出が必要となる行為の規模等】



(参考)

- ・改築とは、建築物の全部もしくは一部を除却し、用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建て替えること。従前のものと著しく異なる建築物を建てる場合は、「新築」または「増築」となる。
- ・外観を変更することとなる修繕とは、建築物の外壁や屋根など外部から見える老化部分を、既存のものと概ね同じ位置に、概ね同じ形状及び寸法で、概ね同じ材料を用いて造り替えること。
- ・外観を変更することとなる模様替えとは、建築物の外壁や屋根など外部から見える部分を、既存のものと異なる材料や仕様を用いて造り替えること。
- ・外観を変更することとなる色彩の変更とは、建築物の外壁や屋根など外部から見える部分の色彩を変更すること。
- ・外観の変更部分の面積（外壁の面積）は、鉛直方向の見付け面積（立面における面積）を対象とし、4方向の各立面の合計面積となる。（シャッターや窓部分を含む）
- ・外観の変更部分の面積（屋根の面積）は、鉛直方向の見付け面積（4方向の各立面の面積の合計）、又は水平投影面積（真上から見たときの面積）の広い方が対象となる。



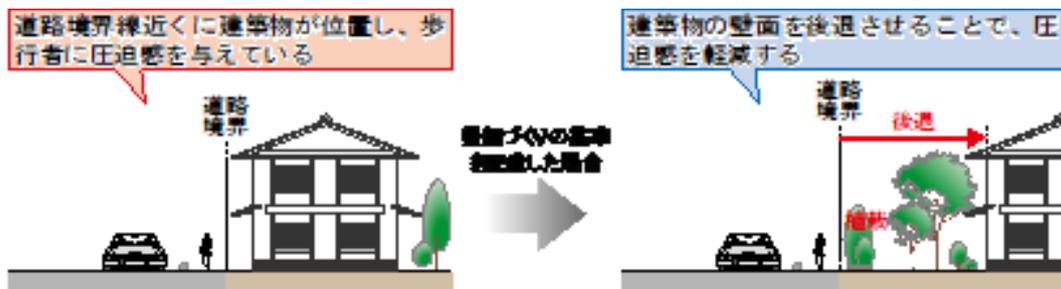
【景観形成基準：建築物】

1) 位置

基準

・道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、出来る限り後退させること。

(基準のイメージ)



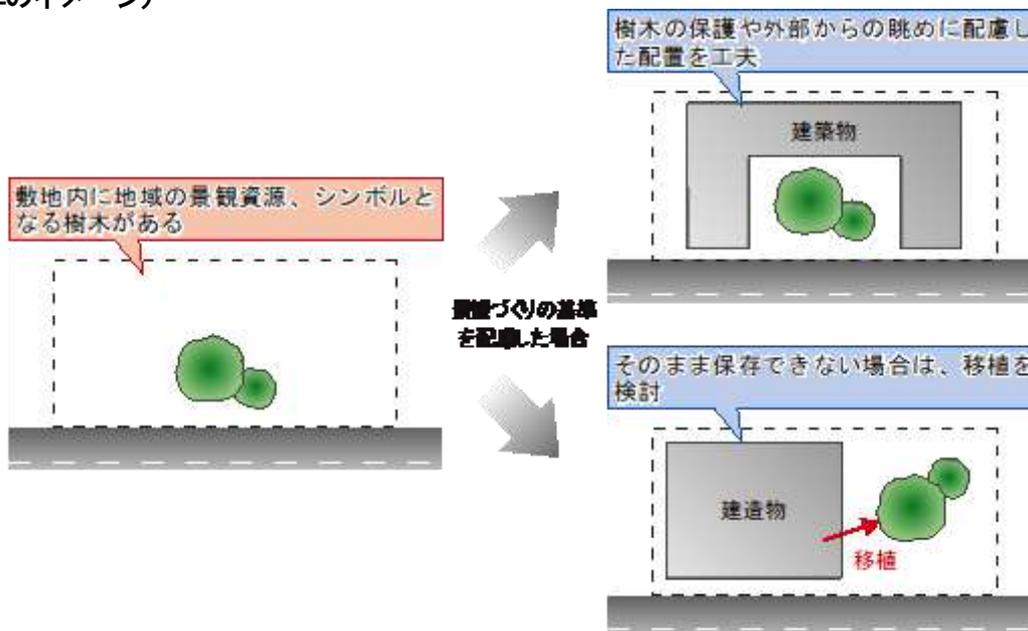
チェック項目

- 敷地境界線から建築物までの距離に出来る限りゆとり（1m以上のセットバックが望ましい）を持たせ、圧迫感を与えないよう配慮しているか。
- 十分な距離を確保できない場合、敷地境界付近における植栽の設置や、建築物の上層階を後退させるなどにより、圧迫感を与えないよう配慮しているか。

基準

・敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は樹木の保護を図るとともに、建築物の修景に樹木を活かすよう配慮すること。

(基準のイメージ)

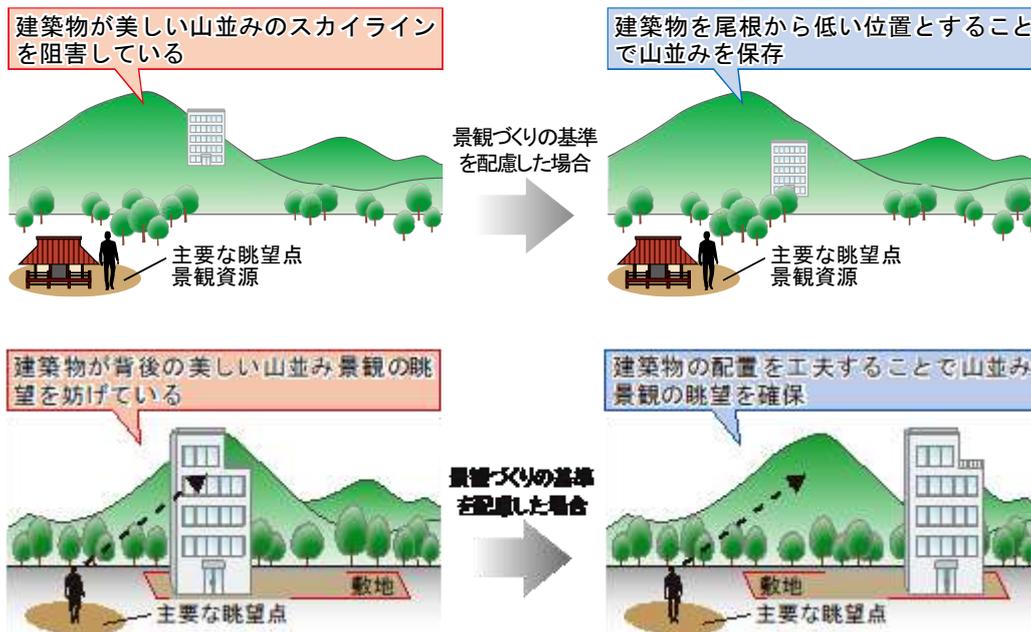


チェック項目

- 現存する優れた樹木の保護や道路等からの眺めに配慮した配置としているか。
- 樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内での移植による保護を検討しているか。

基準 ・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないように尾根から出来る限り低い位置とすること。

(基準のイメージ)

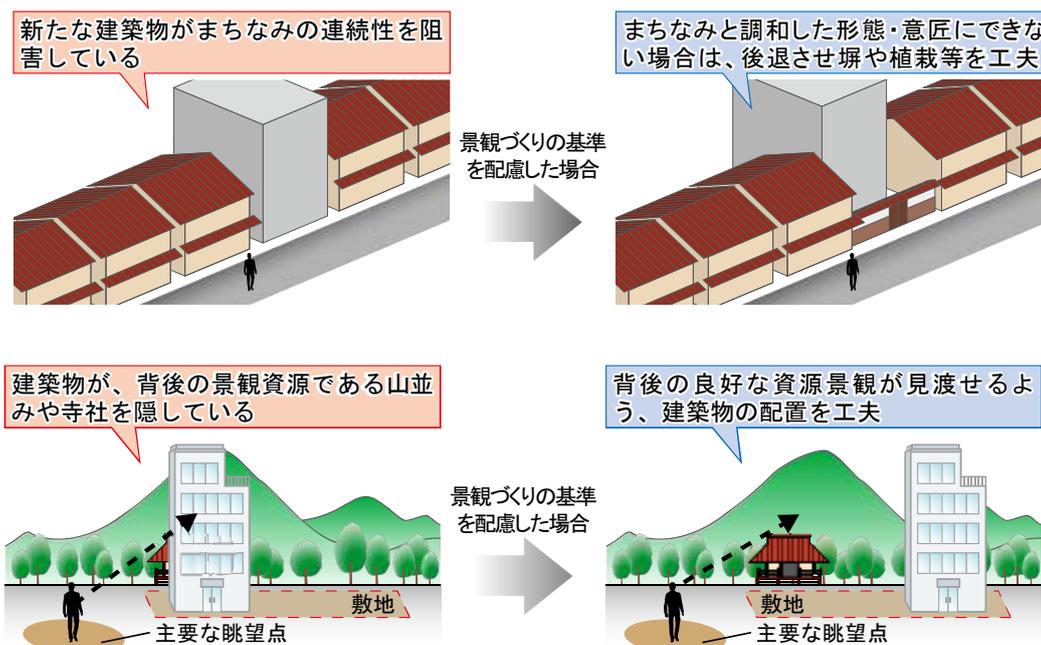


チェック項目

- 背後の美しい山並み景観を出来る限り阻害しないよう配慮した配置としているか。
- 主要な眺望点（公共の場や集客拠点、交通結節点や景観形成軸、観光地等）から、美しい山並みの眺望を妨げないよう配慮した配置としているか。

基準 ・歴史的建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した位置とすること。

(基準のイメージ)



チェック項目

- 周辺のまちなみとの調和や連続性の確保に配慮した配置としているか。
- 主要な眺望点（公共の場や集客拠点、交通結節点や景観形成軸、観光地等）から、歴史的建築物等の眺望を妨げないよう配慮した配置としているか。

2. 届出が必要な行為と景観形成基準の解説

2) 規模

基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な眺望地点からの眺望を妨げないよう配慮すること。 ・ 高さをできるだけ抑えて、地区の趣ある温泉街景観や周辺の自然景観との調和を図ること
(基準のイメージ)	
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 主要な眺望点（公共の場や集客拠点、交通結節点や景観形成軸、観光地等）からの眺望を妨げないよう配慮した高さとしているか。 <input type="checkbox"/> 背後の美しい山並み景観を出来る限り阻害しないよう配慮した高さとしているか。 <input type="checkbox"/> 周辺のまちなみに対して、突出した高さとなっていないか。

3) 形態

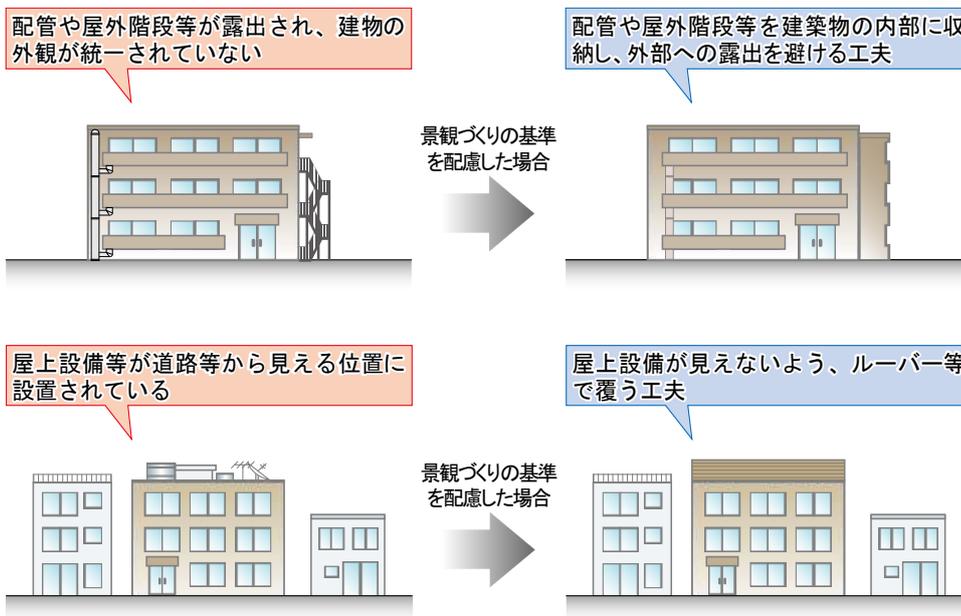
基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本地区の趣ある温泉街景観等を尊重しながら、できるだけ和風調とし、コンクリート、金属等の物量感を感じさせないものとする。 ・ 本地区の雰囲気損なわない、全体を統一感のある形態となるように配慮すること。
(基準のイメージ)	
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 隣接する建築物などと比べて、際立った外観となっていないか。 <input type="checkbox"/> 歴史的なまちなみを形成している場所では、和風の外観（屋根や外壁）を用いるなど、伝統的な赤瓦景観等の保存・創造に配慮しているか。

4) 意匠

基準

・外壁又は屋上に設ける施設は、露出させないように工夫し、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮した意匠とすること。やむを得ず露出する場合は、目立たない位置に設けるとともに、壁面と同色の仕上げを施して目立たないようにする等の措置を講じること。

(基準のイメージ)



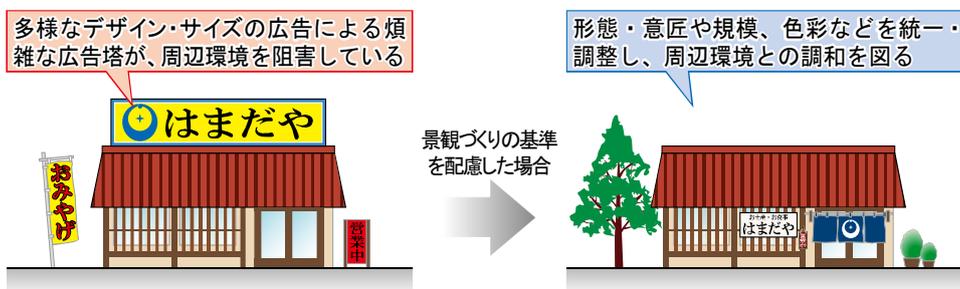
チェック項目

- 外壁部の屋外付帯施設・設備（屋外階段、ベランダ、配管等）は、目立たないように形態意匠の工夫を行い、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮しているか。
- 屋上部の屋外付帯施設・設備（給水施設、屋外機等）は、目立たないように形態意匠の工夫を行い、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮しているか。

基準

・建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮すること。

(基準のイメージ)



チェック項目

- 看板及び広告塔は、必要最小限の大きさや箇所となるよう配慮しているか。
- また、建築物及び周辺の景観との調和に配慮したデザイン、色彩としているか。

2. 届出が必要な行為等の解説

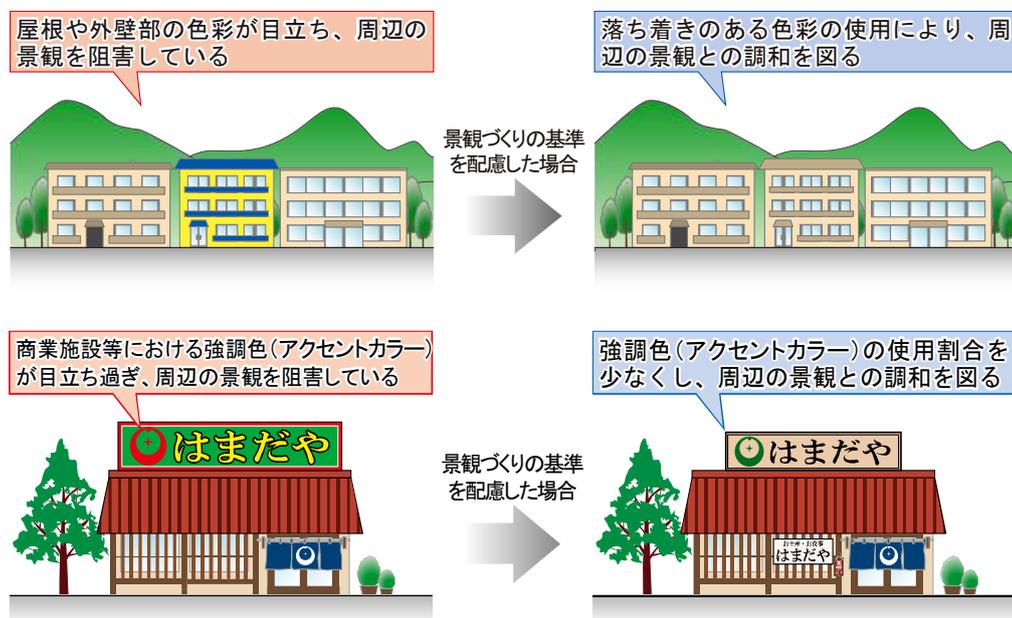
(2) 建築物

5) 色彩

基準

- ・屋根及び外壁は、けばけばしい色彩とせず、原色や突出色の使用をしないこと。
- ・屋上工作物の色彩は、落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や自然景観との調和に配慮すること。

(基準のイメージ)



チェック項目

- 建築物の外観（屋根や外壁）の色彩は、周辺景観との調和に配慮した落ち着いたものを用いているか。
- 屋上工作物の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮しているか。
- 赤や黄色等の目立つ色をアクセントカラーとして導入する場合は、各立面の面積の 20% 以内を目安とし、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫しているか。

【色彩の基本目安（基準色）】

外観の基調色は、下表の値を基本目安とする。ただし、建築物の規模や機能、形態、周辺環境に応じて周辺の景観と調和するものと認められる場合は、この限りではない。

詳細については、P32「3. 色彩に関する基本的な考え方」を参照。

色相	R(赤系)	YR(黄赤系)	Y(黄系)	その他			
明度	9 以下						
彩度	6 以下			3 以下			
基準色							
上に示す基本目安より落ち着いた色（明度、彩度の低い色）を使用							

※ 表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格 Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。なお、図の色は印刷によるもので実際の色とは異なる場合がある。

※ 木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。

※ 建築物の一部に使用するアクセントカラーなどは、この限りではない。

6) 素材

基準	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物や自然環境との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した 素材、材料を使用すること。 ・外壁等の材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。
(基準のイメージ)	
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 周辺の建築物に合わせた素材や材料が用いられているか。 <input type="checkbox"/> 歴史的なまちなみを形成している場所では、屋根材に石州赤瓦を用いるなど、伝統的な赤瓦景観等の保存・創造に配慮しているか。 <input type="checkbox"/> 長い期間にわたってその性能や様相を保つことができる質の高い素材・材料を用いているか。

2. 届出が必要な行為等の解説
(2) 建築物

7) 緑化

基準	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内においては、できるだけ緑化に努めること。 ・建築物が周辺の自然景観と調和した良好な景観の形成が図られるよう、樹木の配置や樹種の構成を考慮した植栽に努めること。
(基準のイメージ)	
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建築物から受ける圧迫感などを和らげるよう緑化に配慮しているか。 <input type="checkbox"/> 塀や柵についても、緑化や意匠の工夫により周辺景観との調和に配慮しているか。

8) その他

基準 ・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、柵等を設け、安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮すること。

(基準のイメージ)

チェック項目 駐車場利用者の安全性に配慮しつつ、周辺からの眺めに配慮しているか。

基準 ・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。

(基準のイメージ)

チェック項目 極端に刺激性のあるものを避け、周辺景観と調和するよう工夫しているか。
 過剰な光が散乱しないよう周辺環境に配慮しているか。

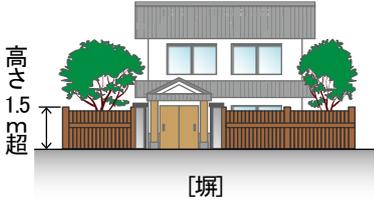
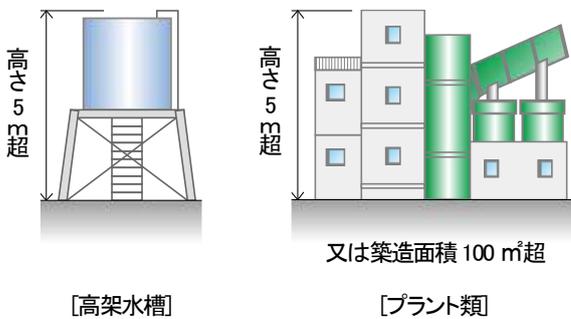
基準 ・空気調和設備等の屋外機及びバルコニーの物干し金物の位置を工夫すること。
・アンテナを共同化するよう努めること。

(基準のイメージ)

チェック項目 ベランダやバルコニーは、建築物本体とのバランスに配慮するとともに、物干場や設備などが通りから見えないよう工夫しているか。
 アンテナ類は、可能な限り共有化を図り、すっきりとしているか。

(3) 工作物

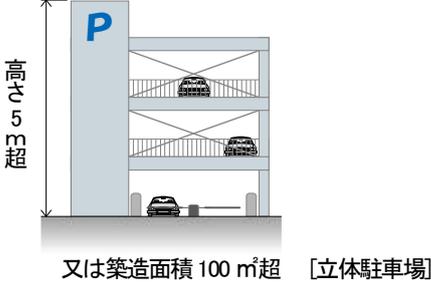
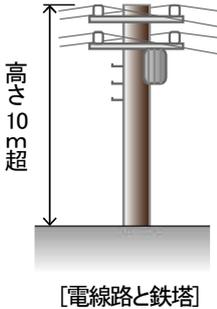
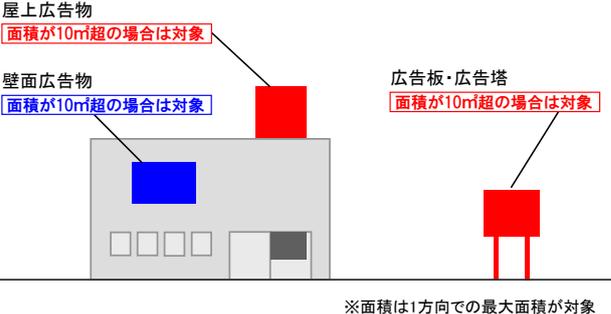
【届出対象行為：工作物】

行為の種類	届出が必要となる行為の規模等	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の新築、増築、改築又は移転 ・ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 垣（生垣を除く）、さく、塙、擁壁等 <p>・ 高さが1.5mを超えるもの（※1、2）</p> <p>※1：増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの</p> <p>※2：改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの</p> <p>【参考図：届出が必要となる行為の規模等】</p>  <p style="text-align: center;">[塙]</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 煙突、排気塔等 ・ 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 ・ 電波塔、記念塔、物見塔等 ・ 高架水槽、冷却塔等 ・ 彫像、記念碑等 ・ 観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースター等 ・ 太陽光発電施設等 ・ コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント等 ・ 石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 ・ 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等 ・ 風力発電施設 <p>・ 高さが5m又は築造面積が100㎡を超えるもの（※3、4、5、6）</p> <p>※3：増築は、従前建築物全体が上記規模を超えるもので増築部分が10㎡を超えるもの、又は増築の結果上記規模を超えるもの</p> <p>※4：改築・修繕・模様替え・色彩の変更は、変更部分が10㎡を超えるもの</p> <p>※5：工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の上端の高さが地盤面から5mを超えるもの</p> <p>※6：太陽光発電施設にあっては、設置面積の合計が100㎡を超えるもの</p> <p>（太陽光発電施設は、同一敷地若しくは一団の土地又は海上に設置するものであって、建築物の屋根、屋上等に設置するものは、建築物の外観の変更に該当する。）</p> <p>【参考図：届出が必要となる行為の規模等】</p>  <p style="text-align: center;">[高架水槽] [プラント類]</p>	<p>景観法第16条第1項第2号</p>

2. 届出が必要な行為等の解説

(3) 工作物

2. 届出が必要な行為と景観形成基準の解説

行為の種類	届出が必要となる行為の規模等	備考
<p>・ 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更</p> <p>・ 工作物の新築、増築、改築又は移転</p>	<p>・ 橋梁</p> <p>・ 全て（※7）</p> <p>※7：専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅専用のものを除く</p> 	<p>景観法 第16条 第1項 第2号</p>
	<p>・ 自動車車庫の用に供する立体的施設</p> <p>・ 高さが5m又は築造面積が100㎡を超えるもの（※8）</p> <p>※8：工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該工作物の上端の高さが地盤面から5mを超えるもの</p> <p>【参考図：届出が必要となる行為の規模等】</p> 	
	<p>・ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線等（これらの支持物を含む）</p> <p>・ 高さ10mを超えるもの（※9）</p> <p>※9：支持物が建築物と一体となって設置される場合は、支持物の上端の高さが地盤面から10mを超えるもの</p> <p>【参考図：届出が必要となる行為の規模等】</p> 	
	<p>・ 広告板、広告塔、装飾塔等</p> <p>・ 表示面積10㎡を超えるもの</p> <p>【参考図：届出が必要となる行為の規模等】</p> 	

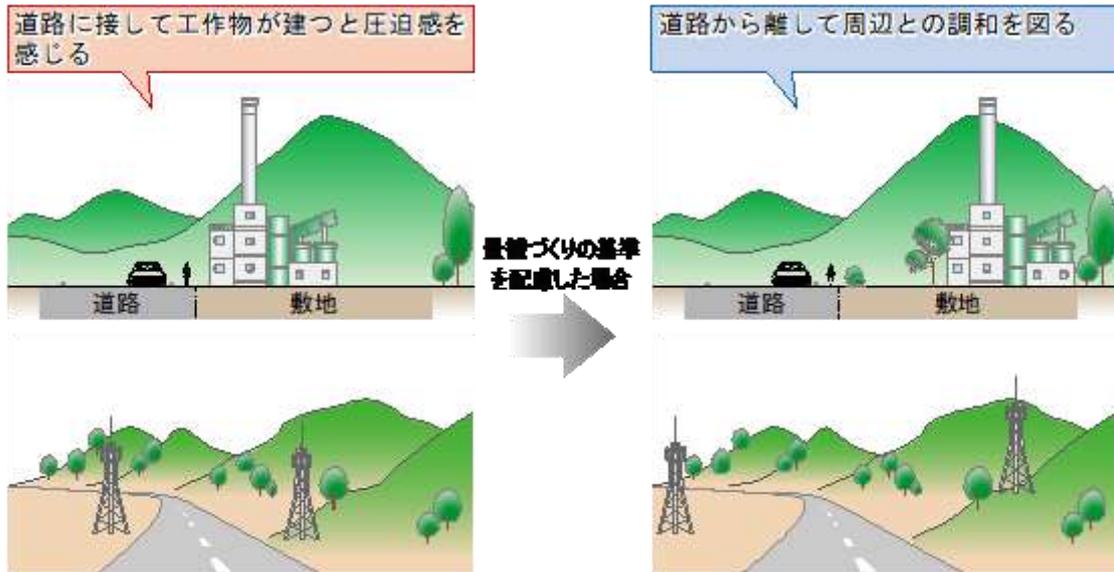
【景観形成基準：工作物】

1) 位置

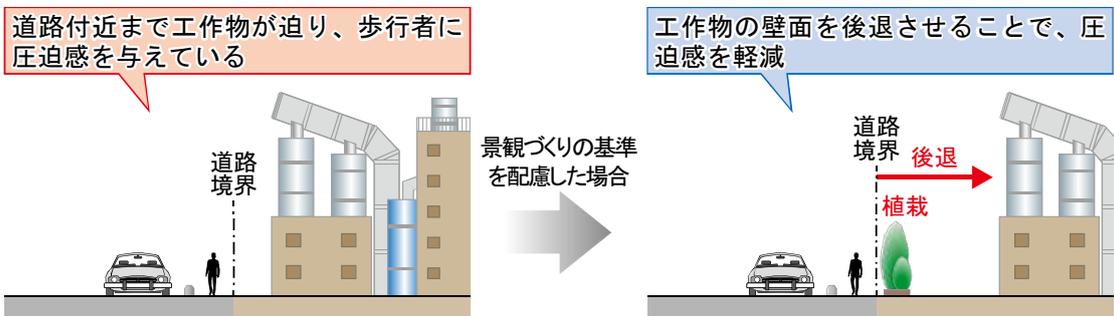
基準

・敷地内の建築物、工作物の規模及び位置等を勘案するとともに、釣合いのよい配置とすること。

(基準のイメージ)



※携帯電話の基地局については、島根県にて「携帯電話基地局の設置に関する指針 (H19.10)」が設けられておりこれを参照のこと (P19)



チェック項目

- 敷地境界線から工作物までの距離に出来る限りゆとりを持たせ、圧迫感を与えないよう配慮しているか。
- 十分な距離を確保できない場合、敷地境界付近における植栽の設置などにより、圧迫感を与えないよう配慮しているか。

2. 届出が必要な行為等の解説

(3) 工作物

2. 届出が必要な行為と景観形成基準の解説

※工作物が携帯電話の基地局の場合（視点場：高速道路、国道、主要地方道等）

（出典：携帯電話基地局の設置に関する指針 平成19年10月 島根県土木部都市計画課景観政策室）

1. 主要な道路からの離隔距離を確保する

■鉄塔式

基地局高さ以上、道路（舗装された範囲）から離れた位置に設置するよう努める。
ただし、地形条件等やむを得ない場合や基地局が目立たない場合を除く。

$$L \geq H$$

L：道路から基地局までの距離（m）

H：基地局高さ（m）

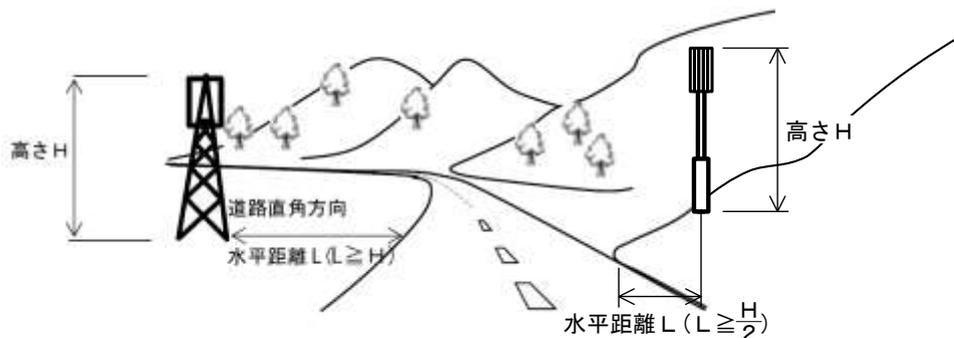
■鋼管柱及びコンクリート柱

基地局高さの2分の1以上、道路（舗装された範囲）から離れた位置に設置するよう努める。
ただし、地形条件等やむを得ない場合や基地局が目立たない場合を除く。

$$L \geq \frac{H}{2}$$

L：道路から基地局までの距離（m）

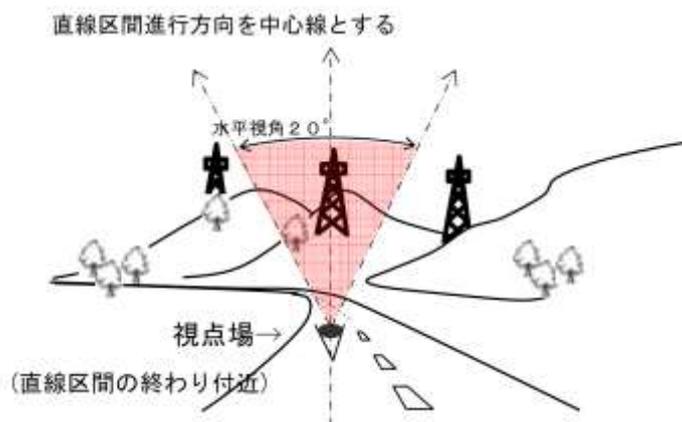
H：基地局高さ（m）



主要な道路（国道、主要地方道等）

2. 主要な道路の直線区間進行方向への設置（適用基地局：鉄塔）を避ける

道路の直線区間（概ね20m以上）進行方向への設置を避けるよう努める。
ただし、地形条件等やむを得ない場合や基地局が目立たない場合を除く。



主要な道路（国道等）

視点場は、走行車線の概ね中心位置

- ・適用する範囲は、直線区間の終わり付近を視点場として、水平視角概ね20°の範囲内とする。
- ただし、道路縦断の凹凸が激しい場合には、標高の最も高い地点を視点場とする
- ・水平視角概ね20°の範囲内へ設置する場合は、2)規模の携帯電話基地局の項目を適用する。

基準 ・樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合には、これを修景に生かせるように配慮すること。

(基準のイメージ)

チェック項目

- 現存する優れた樹木の保護や道路等からの眺めに配慮した配置としているか。
- 樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内での移植による保護を検討しているか。

2. 届出が必要な行為等の解説

(3) 工作物

基準 ・山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること。

(基準のイメージ)

チェック項目

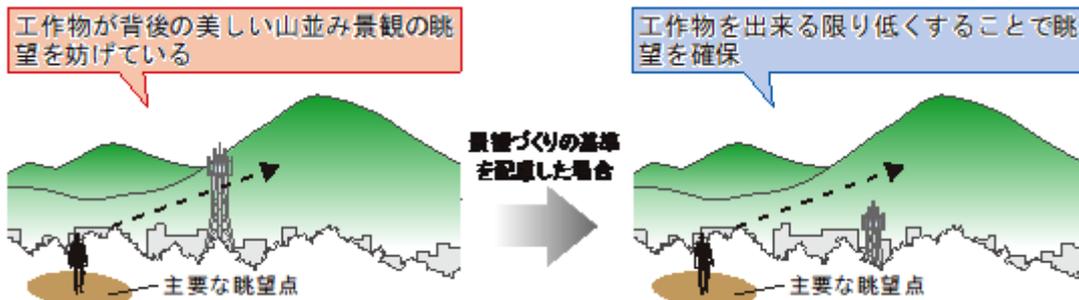
- 背後の美しい山並み景観を出来る限り阻害しないよう配慮した配置としているか。
- 主要な眺望点（公共の場や集客拠点、交通結節点や景観形成軸、観光地等）から、美しい山並みの眺望を妨げないよう配慮した配置としているか。

2) 規模

基準

・高さをできるだけ抑えて、地区の背後や美又温泉周辺にある自然景観との調和を図ること。

(基準のイメージ)

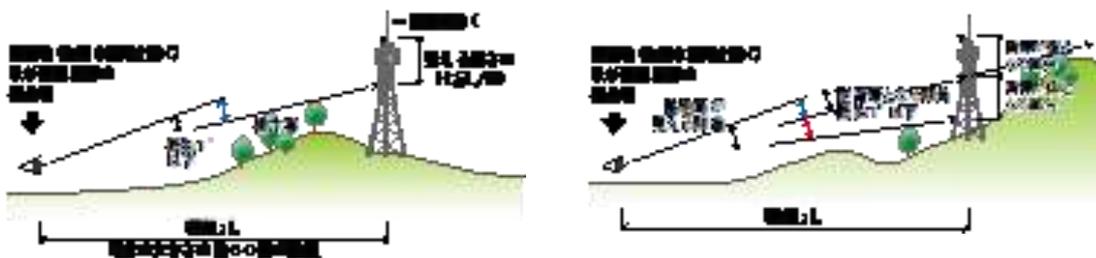


※携帯電話の基地局については、島根県にて「携帯電話基地局の設置に関する指針 (H19.10)」が設けられており、以下の概要の他、これを参照のこと。

《明瞭な視覚で捉えることのできる規模を避ける。》

■視点場(展望地及び景観資源)から見える基地局の仰角を概ね 1° 以下にする(背景が空の場合、山の場合、目立たない場合それぞれ基準あり。詳細は下記の島根県の指針にて確認。)

■視点場(展望地及び景観資源)から見える高さ(樹木等で隠れている部分は除く)の60倍以上の距離を設ける。



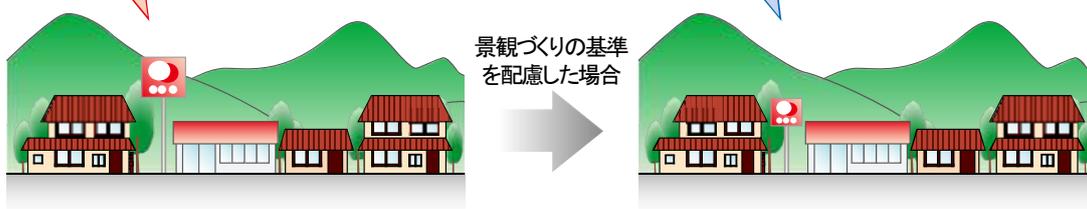
工作物が周辺の樹林地や建築物等より突出している

工作物を出来る限り低くすることで、周辺景観との調和を図る



広告塔類が周囲の建造物より高く目立ち過ぎ、周辺景観を阻害している

周囲の建造物の高さより低くすることで、周辺景観との調和を図る



2. 届出が必要な行為等の解説

(3) 工作物

2. 届出が必要な行為と景観形成基準の解説

チェック項目

- 主要な眺望点（公共の場や集客拠点、交通結節点や景観形成軸、観光地等）からの眺望を妨げないよう配慮した高さとしているか。
- 背後の美しい山並み景観を出来る限り阻害しないよう配慮した高さとしているか。
- 周辺のまちなみに対して、突出した高さとなっていないか。
- 大きさについても周辺の景観との調和に配慮しているか。

3) 形態 4) 意匠

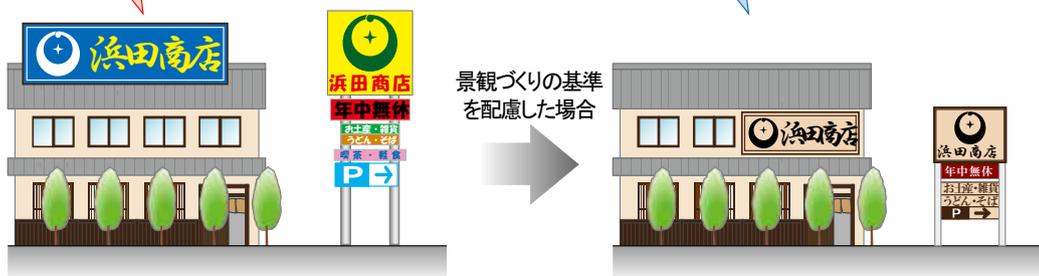
基準

- ・周辺景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするともに、意匠を工夫すること。
- ・垣、さく、塀は、できるだけ生垣とするように努めること。また、高さはできるだけ低いものとするように努めること。
- ・歴史的建造物や自然景観との調和に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とするともに、意匠を工夫すること。

(基準のイメージ)

多様なデザイン・サイズの広告による煩雑な広告塔が、周辺環境を阻害している

形態・意匠や規模、色彩などを統一・調整し、周辺環境との調和を図る



チェック項目

- 隣接する建築物や周辺景観に比べ、際立った外観となっていないか。
- 目隠しや緑化等の工夫により周辺景観との調和に配慮しているか。
- 隣接する建築物や周辺景観との調和に配慮し、違和感の生じない形態としているか。
- 周辺景観を圧迫するような過大な広告は避け、縮小・集約に配慮しているか。

5) 色彩

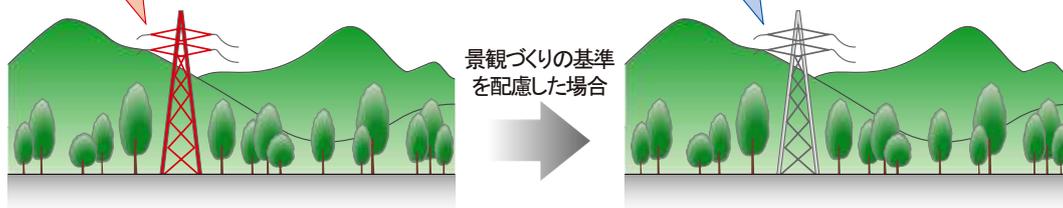
基準

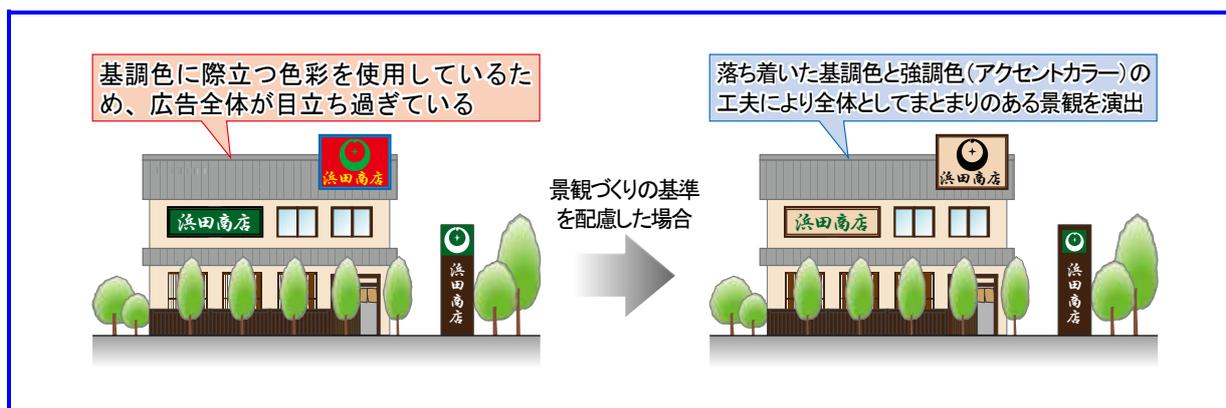
- ・落ち着いた色彩を基調とし、歴史的建造物や自然景観との調和に配慮すること。
- ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した色彩とすること。

(基準のイメージ)

彩度の高い色彩の使用により、周囲から突出している

落ち着いた色彩の使用により、周辺の景観と調和





チェック項目	<input type="checkbox"/> 工作物の色彩は、明度と彩度を抑え、周辺景観との調和に配慮した落ち着いたものを用いているか。
	<input type="checkbox"/> 出来る限り使用する色を少なくし、最も大切にしたい色彩以外は、落ち着いた色彩とするなど、周辺景観との調和に配慮しているか。
	<input type="checkbox"/> 隣接する建築物や周辺景観との調和に配慮し、明度や彩度を抑えた色彩を基調色としているか。
	<input type="checkbox"/> 赤や黄色等の目立つ色をアクセントカラーとして導入する場合は、各立面の面積の 20% 以内を目安とし、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫しているか。

2. 届出が必要な行為等の解説
(3) 工作物

【色彩の基本目安（基準色）】

外観の基調色は、下表の値を基本目安とする。ただし、工作物の規模や機能、形態、周辺環境に応じて周辺の景観と調和するものと認められる場合は、この限りではない。

詳細については、P32「3. 色彩に関する基本的な考え方」を参照。

色相	R(赤系)	YR(黄赤系)	Y(黄系)	その他			
明度	9 以下						
彩度	6 以下			3 以下			
基準色							
上に示す基本目安より落ち着いた色（明度、彩度の低い色）を使用							

※ 表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格 Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。なお、図の色は印刷によるもので実際の色とは異なる場合がある。

※ 木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。

※ 建築物の一部に使用するアクセントカラーなどは、この限りではない。

6) 素材

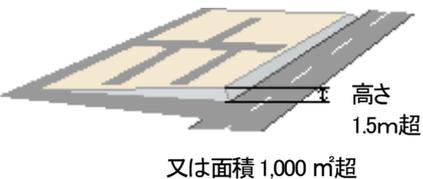
基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的建造物や自然環境との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材、材料を使用すること。 ・ 材質は、できる限り耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。
(基準のイメージ)	
チェック項目	<input type="checkbox"/> 周辺の建築物に合わせた素材や材料が用いられているか。 <input type="checkbox"/> 長い期間にわたってその性能や様相を保つことができる素材・材料を用いているか。

7) 緑化

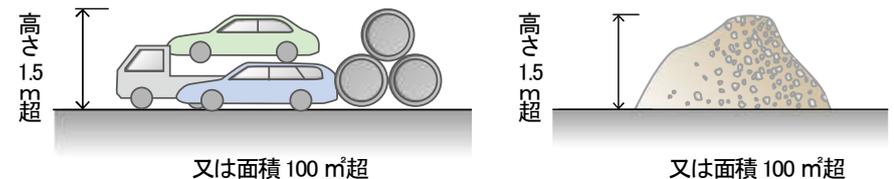
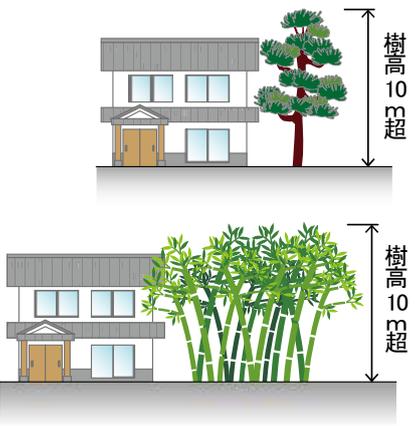
基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内はできる限り緑化するとともに、敷地の境界を囲う場合には、生け垣等の植栽に努めること。 ・ 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮すること。
(基準のイメージ)	
チェック項目	<input type="checkbox"/> 工作物から受ける圧迫感などを和らげるよう緑化に配慮しているか。 <input type="checkbox"/> 塀や柵についても、緑化や意匠の工夫により周辺景観との調和に配慮しているか。

(4) 開発行為及びその他

【届出対象行為：開発行為】

行為の種類	届出が必要となる行為の規模等	備考
・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<p>・面積が1,000㎡を超えるもの及び法面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの</p> <p>【参考図：届出が必要となる行為の規模等】</p>  <p>又は面積 1,000 ㎡超</p>	<p>景観法 第16条 第1項 第3号</p>

【届出対象行為：その他】

行為の種類	届出が必要となる行為の規模等	備考
・土地の開墾、鉋物の掘採、土石の採取、その他の土地の形質の変更	<p>・面積が1,000㎡を超えるもの及び法面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの</p> <p>【参考図：届出が必要となる行為の規模等】</p>  <p>又は面積 1,000 ㎡超</p>	<p>景観法 第16条 第1項 第4号</p>
・屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	<p>・高さ1.5m又は面積100㎡を超えるもの</p> <p>【参考図：届出が必要となる行為の規模等】</p>  <p>又は面積 100 ㎡超</p> <p>又は面積 100 ㎡超</p>	
・木竹の伐採	<p>・樹高10mを超える樹木の伐採</p> <p>【参考図：届出が必要となる行為の規模等】</p>  <p>樹高 10 m超</p> <p>樹高 10 m超</p>	

2. 届出が必要な行為等の解説

(4) その他開発行為及び

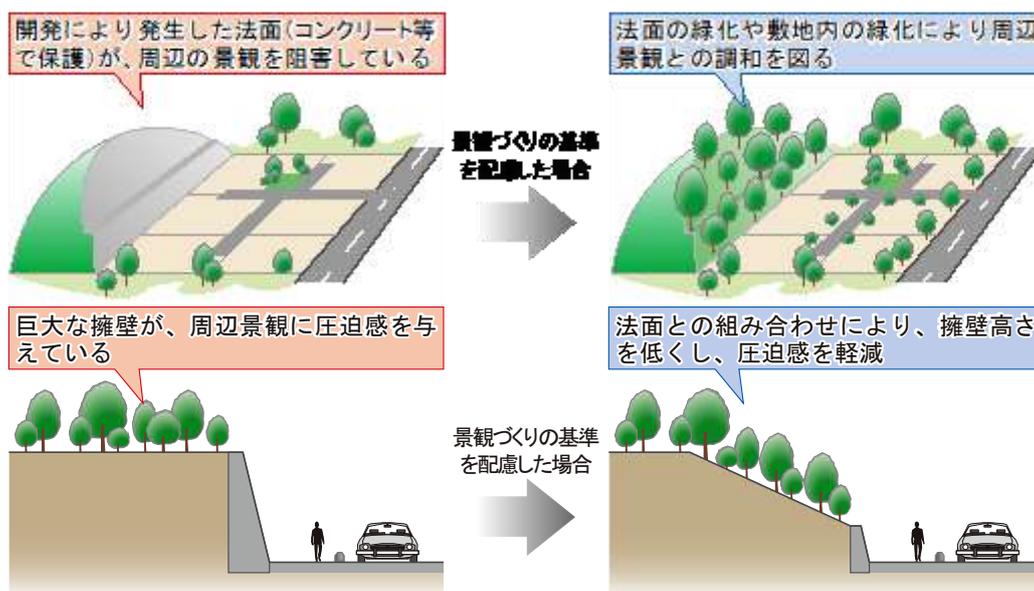
【景観形成基準：開発行為】

1) 変更後の形状

基準

- ・ 極端な形質の変更が行われないように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形と調和が図られるよう配慮すること。
- ・ 土地の形質の変更によって、大きな法面・擁壁が生じないように努めること。ただし、やむを得ない場合には、次のことを工夫すること。
 - ①法面は、緑化可能な勾配とすること。
 - ②擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。
- ・ 敷地内の区画割等の形状については、将来、施設が立地した場合においても、周辺景観との調和が図られる形状となるように努めること。

(基準のイメージ)



チェック項目

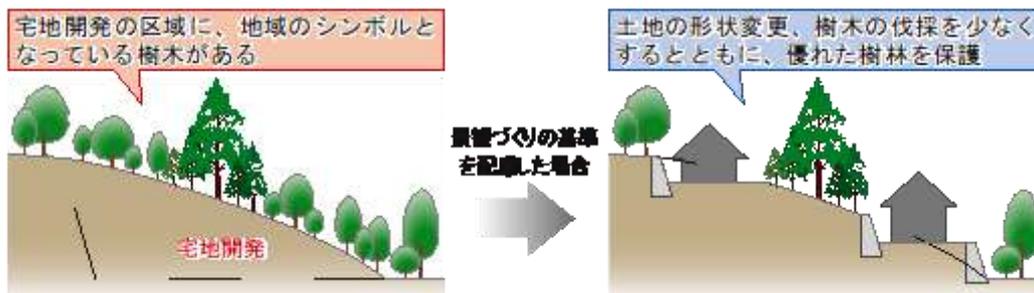
- 周囲の景観との調和に配慮されているか。
- 敷地内に積極的に緑化を図っているか。
- 出来る限り、長大な法面、擁壁などを生じさせないよう工夫を行っているか。

2) 緑化

基準

- ・ 行為を終了した箇所から速やかに自然植生と調和した緑化等により修景を行うこと。

(基準のイメージ)



チェック項目

- 樹木の保全に配慮した開発としているか。
- 現存する優れた樹木の保全・活用に配慮した開発としているか。
- 大きな法面や擁壁などは分割を行い、圧迫感や威圧感を軽減するよう努めているか。

【景観形成基準：その他】

1) 土地の開墾、鉱物の掘採、土石の採取、その他の土地の形質の変更

①採取又は掘採の方法

基準	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観を乱さないような方法とすること。 ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した方法とすること。
(基準のイメージ)	
チェック項目	<input type="checkbox"/> 主要な眺望点からの位置を確認し、景観への配慮を行っているか。

②遮へい

基準	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地周辺の緑化に努める等周辺の道路等からの遮へいに配慮すること。 ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。
(基準のイメージ)	
チェック項目	<input type="checkbox"/> 周囲の景観との調和に配慮されているか。 <input type="checkbox"/> 敷地内に積極的に緑化を図っているか。 <input type="checkbox"/> できる限り、長大な法面、擁壁などを生じさせないよう工夫を行っているか。

2. 届出が必要な行為等の解説

(4) その他開発行為及び

③事後措置

基準	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は掘採後の法面等は、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努めること。 ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあっては、その保全に配慮した緑化に努めること。
(基準のイメージ)	
チェック項目	<input type="checkbox"/> 採取又は掘採後の法面等は、周辺の景観との調和に配慮されているか。 <input type="checkbox"/> できる限り、緑化を図っているか。

2) 木竹の伐採

基準	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採は必要最小限のものにとどめること。 ・既存の景観及び地域の景観を著しく損ねることのないよう配慮を行うこと。 ・樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなど必要な配慮を行うこと。
(基準のイメージ)	
チェック項目	<input type="checkbox"/> 木竹の伐採は最小限にし、保全に努めているか。

3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積

① 堆積の方法

基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等の公共用地に接する敷地境界線からはできる限り遠隔地から堆積を始めること。 ・ 積み上げに際しては、できるだけ整然とした堆積とすること。
(基準のイメージ)	
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 敷地境界線からできる限り距離をとるよう配慮しているか。 <input type="checkbox"/> 積み上げは、できる限り整然としているか。

基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した堆積とすること。
(基準のイメージ)	
チェック項目	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 主要な眺望地からの見え方を確認し、行為地の場所を工夫しているか。 <input type="checkbox"/> やむを得ず見える場合は、範囲を狭めたり植栽を施す等の配慮を行っているか。

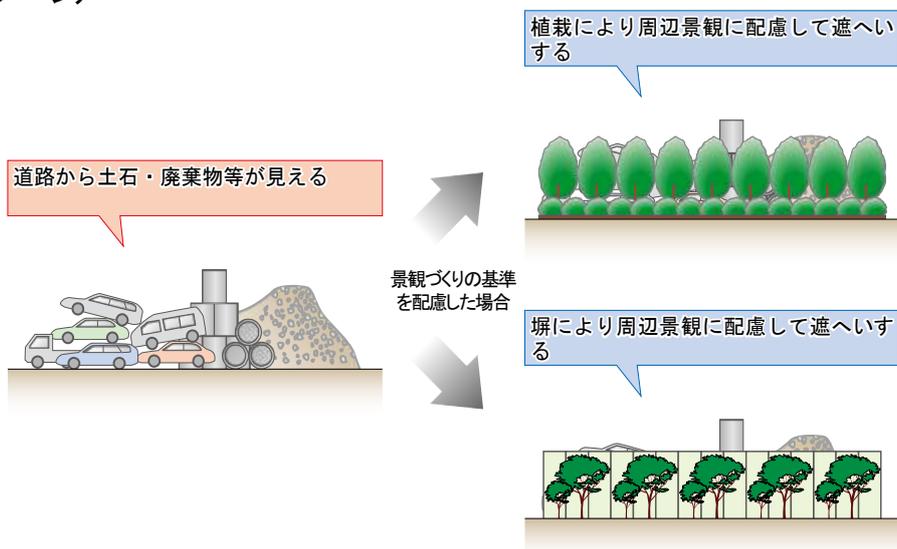
2. 届出が必要な行為等の解説
(4) その他行為及び

② 遮へい

基準

- ・敷地外からの出入口は、できる限り限定すること。
- ・敷地周囲の緑化に努める等周囲の道路等からの遮へいに配慮すること。
- ・優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域にあつては、その保全に配慮した遮へい措置を講ずること。

(基準のイメージ)



チェック項目

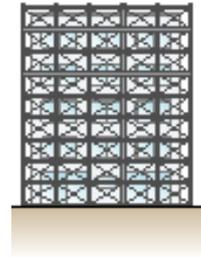
- 出入口は、できる限り限定するよう工夫されているか。
- 緑化や仮囲いなどにより周囲からの遮蔽に配慮しているか。

3. 色彩に関する基本的な考え方

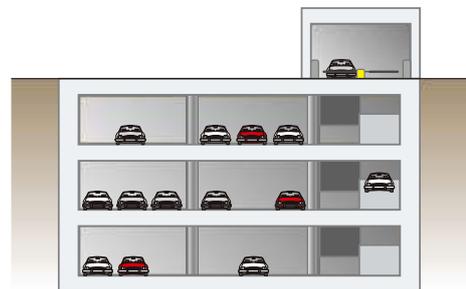
(5) 届出の適用除外

(1)～(4)に示した「届出が必要となる行為の規模等」に満たない行為のほか、次に掲げる行為については届出の適用除外となります。

- 通常の管理行為、軽易な行為
- 仮設の工作物に係る行為
- 改築で外観の変更を伴わないもの
- 地盤面下又は水面下における行為
- 非常災害のための必要な応急措置として行う行為



仮設の工作物（工事の足場部分）



地下駐車場

3. 色彩に関する基本的な考え方

1) 色彩選定の視点について

周辺景観に対して目立つ色の使用は避け、落ち着いた色彩を基調とする

良好な景観形成を図る上で、色彩は特に重要な要素の1つです。建築物や工作物の外観の色彩は、周辺景観に対して目立つ色の使用は避け、落ち着いた色彩を基調とすることを基本とします。

目立つ色とは、周辺の景観との調和を乱す色彩を指します。また、落ち着いた色彩とは、空や樹木の緑、土や水などの自然の色と馴染みやすい、暖色系（暖かい感じを与える色：赤・黄赤・黄系）で鮮やかさを抑えた色を基本とします。

2) 色彩の表現と基本目安について

一般的に色彩は、赤や青などの色名で表現されますが、色の捉え方には個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

そのため、本ガイドラインでは、推奨する色彩の基本目安をマンセル値により示すこととします。

なお、マンセル値とは、色を3つの属性（色相・明度・彩度）に分けて数値表現した体系です。

■色相（色あい）

- ・ 10種の基本色の頭文字をとったアルファベット【例：R（赤）】とその度合いを示す数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表します。

【基本目安】

- ・ 全ての基本色を使用可能とします。
- ・ ただし、暖色系（赤・黄赤・黄系）を基本に、明度と彩度を抑えてください。

■明度（明るさの度合い）

- ・ 明るさの度合いを0～10程度までの数値で表したもので、明るい色ほど数値が大きくなります。

【基本目安】

- ・ 明度9以下を使用可能とします。

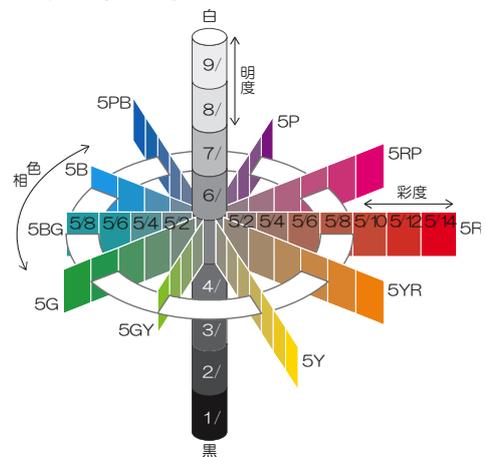
■彩度（あざやかさの度合い）

あざやかさの度合いを0～16程度までの数値で表したもので、数値が大きいほどあざやかな色を表します。例えば、白、黒、グレーなどの色の彩度は0、赤の原色の彩度は14程度です。

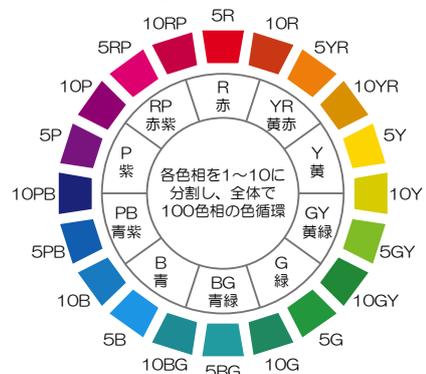
【基本目安】

- ・ 暖色系（赤・黄赤・黄系）は、彩度6以下を使用可能とします。
- ・ 暖色系以外の色は、彩度3以下を使用可能とします。

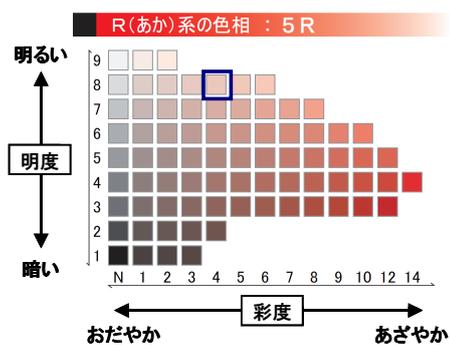
□マンセル表色系の仕組み



□色相(マンセル色相環)



□マンセル表色系の読み方



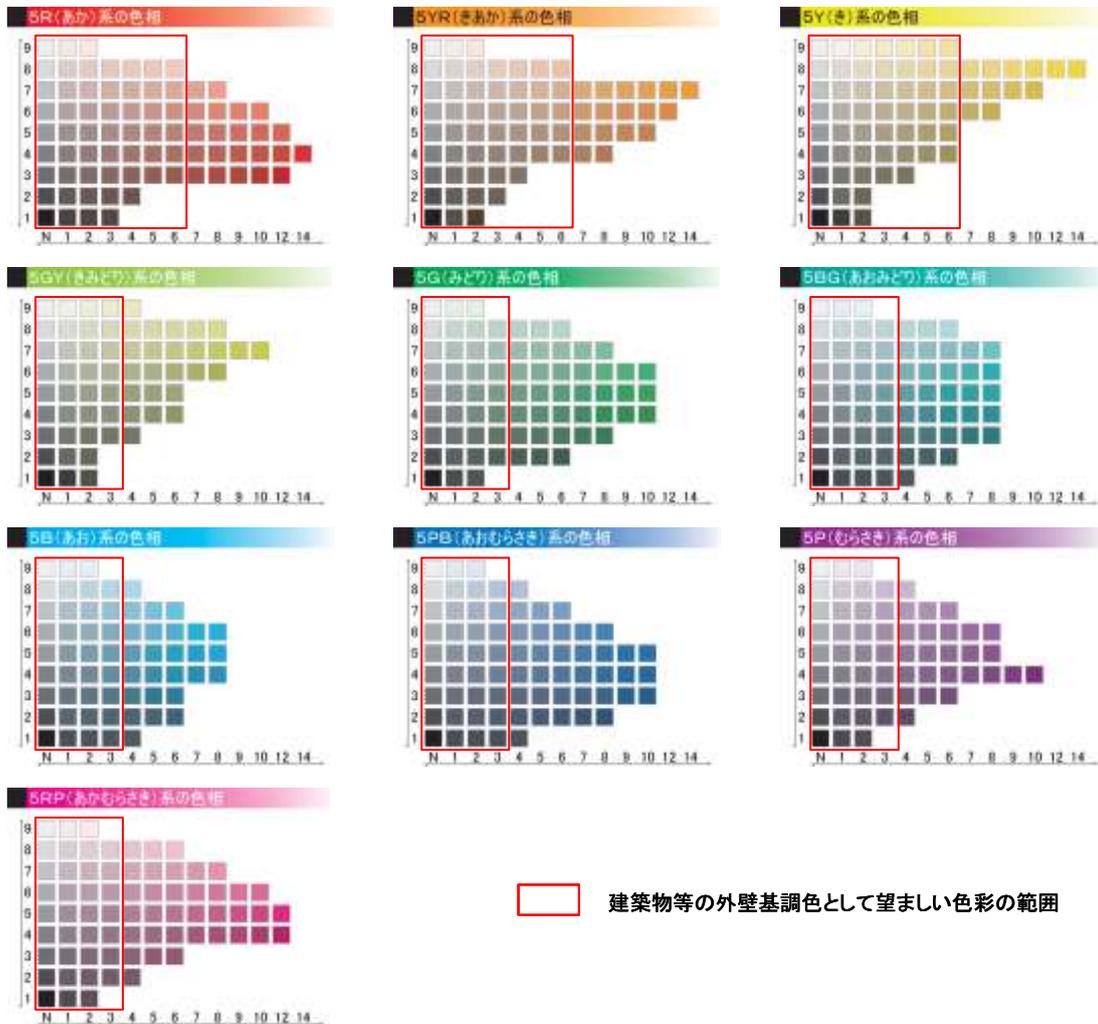
マンセル値の表記	5 R	8	/	4
	色相	明度		彩度

3) 推奨する色彩の基本目安の範囲

外観の基調色は、下表の値を基本目安とします。ただし、建築物等の規模や機能、形態、周辺環境に応じて周辺の景観と調和するものと認められる場合は、この限りではありません。

色相	R(赤系)	YR(黄赤系)	Y(黄系)	その他			
明度	9以下						
彩度	6以下			3以下			
基準色							
	5R 8/6	5YR 8/6	5Y 9/6	5GY 9/3	5BG 8/3	5PB 8/3	5RP 8/3
上に示す基本目安より落ち着いた色（明度、彩度の低い色）を使用							

- ※ 表中の色相、彩度及び明度は、日本工業規格 Z8721（マンセル表色系）に基づくものとする。なお、図の色は印刷によるもので実際の色とは異なる場合がある。
- ※ 木材や土壁等の自然素材、金属板、スレート、ガラスなどの素材色は、適用を除外する。
- ※ 建築物の一部に使用するアクセントカラーなどは、この限りではない。



3. 色彩に関する基本的な考え方

※色彩については、「しまね景観色彩ガイドライン（島根県：平成12年度）」にて右の15種類の景観分類から、推奨色を示しており、これを併せて参照のこと

①岩石海岸		④小規模漁港・漁村		⑦～⑨田園景観		⑫渓谷	
②砂浜海岸		⑤河岸		⑩山中		⑬歴史的まちなみ	
③港・大規模漁港		⑥湖畔		⑪高原		⑭温泉街	
						⑮一般市街	

3. 色彩に関する基本的な考え方

4) しまね景観色彩ガイドラインの使い方

《ガイドラインの位置づけと適用範囲》

- 「しまね景観色彩ガイドライン」では、島根県や地域の景観的特色を生かし、施設の種類ごとにそれぞれの部位にふさわしい具体的な色彩（推奨色）や色彩設計の考え方を示します。
- 本ガイドラインは、「ふるさと島根の景観づくり条例」により規定される施設に対する具体的な色彩指針であり、景観づくり条例の適用対象から除外されている施設に対しては、直接適用されるものではありません。

《ガイドラインの構成》

第1章 ガイドラインの概要



- ・位置づけや役割、活用方法
- ・島根県における景観の色彩設計の考え方

第2章 しまね色彩マップ



- ・県内にみられる優良な景観色彩事例の紹介
- ・島根県の景観の基調を成す鉱物や植物の色や歴史的建造物の色彩の特徴

第3章 推奨色の検索ガイド



- ・検討施設に対する推奨色やその色彩設計の考え方を求める手順

第4章 地域別の色彩選定の考え方と推奨色



- ・立地場所（景観タイプ）ごとに、色彩設計の考え方と推奨色の範囲とそこから抜粋した色

第5章 代表的施設の推奨色



- ・「島根県公共事業等景観形成指針」及び「島根県大規模行為景観形成基準」に記載された各施設のうち、多く建設される施設について、推奨色の考え方と色彩設計事例を示す。

第6章 景観形成地域における推奨色



- ・景観形成地域における施設の推奨色

第7章 ワンポイント

- ・景観色彩を検討する際に必要となる色の表し方や、色彩調和理論といった色彩の基礎知識

《しまね景観づくりの色彩設計法の基本的な考え方》

- 良好な既存景観を生かす
- 既存景観の特徴を把握する
- 「良好な景観」を守り育むための色彩範囲を使う
- 色彩指針の推奨色を外れるケースの場合、適切なコンセプトの設定と一般的な景観色彩設計手順によって計画する

参考例

≫島根県浜田市殿町にある自宅の屋根を葺き替える場合、良好な景観色彩づくりのためにふさわしい瓦の色を選ぶには。

Step 1 景観タイプ区分概略図の確認 (図1)

- 景観タイプ区分概略図を目安に、設計対象物の立地点が当てはまる景観タイプを確認する。

該当する景観タイプ≫ ⑮一般市街地

Step 2 景観タイプの確認

- 記述や代表写真を参考に、立地店の景観タイプを確認する。
- 必ず現地において主要視点場から、景観タイプを確認する。

Step 3 施設の色彩タイプの確認 (表1)

- 推奨色の色彩タイプ分類表 (P 49) を用いて、施設の種類と部位から「メイン・サブ・リブ・アクセント・ルーフカラー」のいずれになるか確認する。

該当する色彩タイプ≫ ルーフカラー

Step 4 景観形成地域かの確認

- 景観形成地域の指定は「宍道湖地域」のみ。

Step 5 ルーフカラーの推奨色 (表2、図2)

- 屋根の色彩は、良好な景観を形成する上で大きな役割を占める。
- 島根全体におけるルーフカラーのルールとして、グレイ系・ブラック系および石州赤瓦以外の色は、パープル系やイエロー系は用いないこととし、レッド系・グリーン系・ブルー系は暗くにぶい色調から選ぶ。ただ、グリーン系については、緑青が自然発色する範囲までは推奨色の範囲とする。



図1 景観タイプ区分概略図 (浜田地域)

施設種類と部位	施設の色タイプ				
	メイン	サブ	リブ	ルーフ	アクセント
主屋	○				
部分屋 (ビル付属、和風廊下、廊下、バルコニー、玄関、階段、玄関外階段)		○			
屋根				○	
付随アネクト					○
手すり					○
扉 (工能扉、店舗)					○
表示サイン (壁面取り付け)					○
タタキ (店舗、野木)	○				
鉄骨 (造出鉄骨、造出窓)				○	
プラント施設主要部位	○				
コンベアー支柱、手すり					○
足場					○
屋上施設	○				○
広告板・広告塔	○	○			
露店クレーン			○		
照明柱・電柱・標識柱			○		
柵 (フェンス)			○		
ジュルター	○	○	○		
ブランチャー			○		
ベンチ、ゴミ箱、プランター			○		
同定器具			○		○
植木			○		
歩道橋			○		
遮扉	○	○			
ダム設備 (管理棟)	○	○			

表1 色彩タイプ分類表 (施設の種類と部位)

施設タイプ	施設タイプ	施設の色タイプ				色番号
		メインカラー	サブカラー	リブカラー	ルーフカラー	
住宅	住宅	グレイ系	ブラック系	パープル系	レッド系	101
商業	商業	グレイ系	ブラック系	パープル系	レッド系	102
公共	公共	グレイ系	ブラック系	パープル系	レッド系	103
工業	工業	グレイ系	ブラック系	パープル系	レッド系	104
農業	農業	グレイ系	ブラック系	パープル系	レッド系	105
観光	観光	グレイ系	ブラック系	パープル系	レッド系	106
その他	その他	グレイ系	ブラック系	パープル系	レッド系	107
施設タイプ	施設タイプ	メインカラー	サブカラー	リブカラー	ルーフカラー	色番号
住宅	住宅	グレイ系	ブラック系	パープル系	レッド系	101
商業	商業	グレイ系	ブラック系	パープル系	レッド系	102
公共	公共	グレイ系	ブラック系	パープル系	レッド系	103
工業	工業	グレイ系	ブラック系	パープル系	レッド系	104
農業	農業	グレイ系	ブラック系	パープル系	レッド系	105
観光	観光	グレイ系	ブラック系	パープル系	レッド系	106
その他	その他	グレイ系	ブラック系	パープル系	レッド系	107

表2 色彩タイプ分類表 (景観と施設)



図2 カラーパレット ルーフカラー (メインカラー)

3. 色彩に関する基本的な考え方

4. 届出に必要な書類一覧

4. 届出に必要な書類一覧

1) 建築物及び工作物

大規模な行為（建築物・工作物）については、次に示す書類を提出してください。提出書は1部が必要です。なお、工作物の内、風力・太陽光発電施設については、特に景観に大きな影響を及ぼす可能性があることから、別途、届出に必要な書類を定め次頁に示しています。

図書の名称	内 容	
届出書	届出行為の概要を記載したもの 届出手続を代理者が行う場合は委任状 ^{注1} を必ず添付すること	○ 様式あり
チェックシート	景観形成基準に適合しているか届出者で自己審査したもの 事前協議申出書を提出する場合のみ添付すること	○ 様式あり
位置図 (縮尺 1/2, 500 以上) ^{注2}	行為地の位置及びその周辺の状況を示したもの ・縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置 など	○
現地写真 (カラー)	行為地及びその周辺の状況を示す写真 ・行為地と周辺のまちなみとの関係が分かるように距離を置いて撮影したもの (2方向以上) ・上記アップ写真にて建築物等の完成後における概略位置のイメージを簡易に表示したもの (2方向以上) ・行為地付近から周辺の状況を撮影したもの (2方向以上)	○
配置図 (縮尺 1/100 以上) ^{注2}	建築物等及びその周辺の状況を示したもの ・縮尺、方位、行為地の形状及び寸法 ・建築物等の位置 (付帯施設を含む) ・敷地に接する道路の位置及び幅員、現況カラー写真の撮影の位置及び方向 など	○
外部仕上げ表及び 各面の立面図 (彩色) (縮尺 1/50 以上) ^{注2}	建築物等の各部 (屋根・外壁等) の仕上げ材及び色彩を、立面図 (着色) と併せて表示したもの ^{注3} ・縮尺、開口部、建築設備、軒等の位置及び形状 ・外壁、屋根及び露出する建築設備等の仕上げ及び色彩 (マンセル値 ^{注4} を記入。図画、文字及び記号を含む。) ・アクセントカラー面積 ^{注5} の各立面の面積に対する割合 など	○
構造詳細図	工作物の各部の構造詳細を示したもの	△ ^{注6}
外構図	舗装、門、柵、フェンス、ごみ置き場等の外構施設の仕上げ及び色彩を示したもの	△ ^{注7}
植栽配置図	緑化等の位置、樹種及び樹高を示したもの	○
完成予想図 (彩色)	建築物等及び周辺状況 (道路、駐車場、植栽、外構を含む。) が分かるもので、着色したもの ^{注3} (イメージパース等)	△ ^{注7}
その他	市長が必要と認める図書	△ ^{注8}

注1 委任状の様式は指定しておりません。

2 行為の規模により、表示の縮尺によりがたい場合は、その規模に応じて適切な縮尺の図面としてください。

3 着色する際は、できるだけ実物に近い色彩で着色してください。

4 マンセル値表示ができない場合は、素材のサンプルを持参してください。

5 アクセントカラーの部分が不定形な場合は、その部分を四角形で取り囲んだ場合の面積としてください。

6 工作物についてのみ添付となります。

7 計画や設計段階にて作成しているものがある場合は添付してください。

8 市長が必要と認める場合のみ添付となります。

2) 工作物【風力・太陽光発電施設】

工作物の内、風力・太陽光発電施設については、特に景観に大きな影響を及ぼす可能性があることから、別途、届出に必要な書類を定めており、次に示す書類を提出してください。提出書は1部が必要です。

図書の名称	内 容	
届出書 (事業概要書)	届出行為の概要を記載したもの 届出手続を代理者が行う場合は委任状 ^{注1} を必ず添付すること	○ 様式あり
チェックシート	景観形成基準に適合しているか届出者で自己審査したもの 事前協議申出書を提出する場合のみ添付すること	○ 様式あり
位置図 (縮尺 1/2,500 ~ 1/5,000 程度)	行為地の位置及びその周辺の状況を示したもの ・縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置 など	○
建設予定場所の調査書	建設予定場所の歴史、文化、伝統、現在の利用状況などについて、 参考文献や地域住民などからの聞き取りにより調査し、その特性 を調査書にとりまとめたもの	○
展望地、景観資源等の 視点場からの調査結果	浜田市景観計画等を参考に、建設予定場所周辺における展望並び に景観資源を抽出し、それらの利用状況や特性を調査書にとりま とめたもの	○
見取図 (縮尺 1/2,500 程度)	空中写真や三次元地形図等を活用し、建設予定場所、展望地、景 観資源の位置関係を周辺の地形と併せて示したもの	○
配置図 平面図 立面図 (縮尺 1/1000 程度)	工作物及びその周辺の状況を示したもの ・縮尺、方位、行為地の形状及び寸法 ・工作物の位置、形状 など	○
可視領域図 (縮尺 1/2,500 ~ 1/5,000 程度)	位置図に可視領域を示したもの ・高さ(H)、又は、幅(W)の最大幅(W)の60倍を影響範囲 ・景観調査地点 ^{注2} (景観資源、展望地等 ^{注3})を明示	○
完成予想図(彩色)	現況写真 ^{注4} をもとに合成にて、完成予想施設を組み入れたもの	○
その他	市長が必要と認める図書	△ ^{注5}

注1 委任状の様式は指定しておりません。

2 調査地点は、市に事前相談してください。建設予定地が海上の場合は、特に夕日に対する展望地に留意する必要があります。

3 景観資源、展望地等については、浜田市景観計画及び島根県大規模行為景観形成基準(平成4年島根県告示第599号)の地域別景観形成方針(浜田地域)を参考にしてください。

4 現況写真の撮影は、市に事前相談してください。景観調査を行う地点の特性を考慮し、撮影の時期・時間・天候等に留意する必要があります。また、水平画角60°で撮影してください。

5 市長が必要と認める場合のみの添付となります。

4. 届出に必要な書類一覧

3) 開発行為及びその他

大規模な開発行為及びその他（「土地の開墾、鉱物の掘採、土石の採取、その他の土地の形質の変更」「屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積」「木竹の伐採」）については、次に示す書類を提出してください。提出書は1部が必要です。

図書の名称	内 容	
届出書	届出行為の概要を記載したもの 届出 процедуру代理者が行う場合は委任状 ^{注1} を必ず添付すること	○ 様式あり
チェックシート	景観形成基準に適合しているか届出者で自己審査したものの 事前協議申出書を提出する場合のみ添付すること	○ 様式あり
位置図 (縮尺 1/2, 500 以上) ^{注2}	行為地の位置及びその周辺の状況を示したもの ・縮尺、方位、道路、目標となる地物及び行為の位置 など	○
現地写真 (カラー)	行為地及びその周辺の状況を示す写真 ・行為地と周辺のまちなみとの関係が分かるように距離を置いて撮影したもの (2方向以上) ・上記アップ写真にて建築物等の完成後における概略位置のイメージを簡易に表示したもの (2方向以上) ・行為地付近から周辺の状況を撮影したもの (2方向以上)	○
現況平面図 計画平面図 現況断面図 計画断面図など (縮尺 1/100 以上) ^{注2}	行為地の現況及び行為を行う土地の地盤面及び造成法面、自然法面及び擁壁の位置、形状を示したもの	○
その他	市長が必要と認める図書	△ ^{注3}

注1 委任状の様式は指定しておりません。

2 行為の規模により、表示の縮尺によりがたい場合は、その規模に応じて適切な縮尺の図面としてください。

3 市長が必要と認める場合のみの添付となります。